

東北文教大学キャンパス内施設の無料利用に関する外部団体等の登録・利用規程

（目的）

第1条 キャンパスを主に近隣地域の人々のつながりの場として開放するために、東北文教大学キャンパス内の施設を学校等による教育活動や社会福祉施設等による福祉活動のために利用を希望する団体等に所定の登録手続きをすることで無料の利用を許可する。

（登録対象者）

第2条 登録できる団体は以下のとおり。

- (1) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、その他の幼児・児童・生徒等の保育・教育に関わる活動を行う施設・団体
- (2) 高齢者施設、社会福祉施設、その他の福祉活動を行う施設・団体
- (3) 上記以外に保育・教育、福祉等に関連する公共性の認められる施設・団体、または学長が特別に認めた者

（登録手続き）

第3条 「大学施設利用者登録申請フォーム」に所定事項を記入の上、提出し学長の許可を得るものとする。

ただし登録書の記載内容に虚偽があった場合、または不相当と判断された場合、大学は登録を取り消すことができる。

（利用できるキャンパス内施設）

第4条 登録者が利用できるキャンパス内施設は以下のとおり。

- (1) 教室
- (2) 附属図書館内の1部
- (3) 学生ホール
- (4) 食堂内の1部
- (5) 体育館
- (6) その他、学長が認めた施設

（利用手続き）

第5条 利用の際には原則として利用希望日の1週間前までに大学総務課に申し込み承諾を得るものとする。

（利用時間）

第6条 利用時間は、原則として閉校舎日を除く平日の10時から16時とする。

- 2 教室および体育館については、原則として授業日以外（長期休業期間等）の利用とする。
ただし、利用施設の管理責任者の許可を得た場合は授業日および16時以降の利用を可とする場合がある。利用については別途定める。
- 3 利用時間には準備および撤収時間を含むものとする。

（禁止事項）

第7条 利用者は、以下の事項を禁止する。

- (1)他の利用者や大学が業務に支障を来す行為
- (2)営利目的での利用（特別な許可がある場合を除く）
- (3)施設や設備を損傷、汚損する行為
- (4)法令または公序良俗に反する行為

（原状回復・損害賠償）

第8条 利用後は、施設や設備を原状回復すること。施設や設備を破損または紛失した場合、利用者はその修理・弁償費用を負担するものとする。

（利用の取り消し）

第9条 大学の都合または天災、緊急事態その他の不可抗力により施設の利用が困難となった場合は、利用の取り消しまたは中止とすることがある。

（その他）

第10条 本規程に定めのない事項については、本学の判断により決定する。

- 2 施設等の利用時に生じた事故の責任は、利用者が負うものとする。
- 3 本規程に関する事務は、総務課が担当する。
- 4 キャンパスを学外に広く開放する目的から本規程に定める利用者以外の者の施設等利用を認める場合がある。

（規程の改正）

第11条 この規程の改正は、教授会の審議を経て、学長が行う。

附則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

この規程は、令和8年8月20日から施行する。